

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [職員団体の登録制度](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

職員団体の登録制度

職員団体の登録制度

職員団体の登録とは、職員団体がその構成員の勤務条件の維持改善を目的とする団体にふさわしい自主的、民主的な組織及び運営の条件を具備しているかどうかを登録機関が確認し、これを公証する制度です。

職員団体の登録は、国家公務員においては人事院、地方公務員においては、人事委員会又は公平委員会が行います。ただし、市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、特別支援の教職員（校長、教頭、教諭、助教諭、養護助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員、学校事務職員）（いわゆる具費負担教職員）については、任命権者・給与負担者が都道府県教育委員会であることから、都道府県の職員団体とみなされ、職員団体の登録は都道府県の人事委員会で行います。

職員団体は登録されることによって、次のような利便が与えられます。

- ① 適法な交渉の申し入れに対して、当局に交渉応諾義務が生じる。
- ② 職員団体の役員は[※]在籍専従の許可を得ることができる。
- ③ 登録団体は、人事院・人事委員会・公平委員会に申し出ることによって法人となることができる。

職員団体の登録には以下の要件が必要です。

- ① 職員団体の規約中に法定記載事項（名称、目的等）が記載されていること（国家公務員法第108条の3第2項、地方公務員法第53条第2項）。
- ② 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為がすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されること（国家公務員法第108条の3第3項、地方公務員法第53条第3項）。

- ③ 職員団体の構成員が、原則として、国家公務員においては警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員以外の職員のみ、地方公務員においては警察職員と消防職員以外の職員のみをもって構成されること（国家公務員法第108条の3第4項、地方公務員法第53条第4項）。

※ 在籍専従

任命権者の許可を受けて公務員たる身分を有したまま、公務に従事せず職員団体の業務にもつぱら従事することをいいます。

登録を受けた職員団体の役員としてつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて、7年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間を超えることができません。（地公法55条の2・同法附則20）在籍専従の許可を受けた者は退職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.